

第 8 章 計画推進のために

1 計画を推進・評価するための仕組みづくり

この計画の推進に当たっては、市民の参画が重要であるため、計画の周知を行います。

また、計画策定後も、地域における住民等の取組を踏まえ、より具体的な検討を継続的に行っていく必要があります。

そのため、市民参画による「地域福祉計画推進委員会」及び「地域福祉活動計画推進委員会」において、計画の推進状況・進捗状況の評価を毎年行うとともに、市民への計画の周知を行います。

【市の取組】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 市民への計画の周知(2) 市民参画による「地域福祉計画推進委員会」の運営(3) 計画の管理・推進及び評価 |
|--|

【社会福祉協議会の取組】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 「地域福祉活動計画推進委員会」の運営(2) 計画の管理・推進及び評価(3) 地域福祉地区活動計画の策定及び推進・評価への支援 |
|--|

2 多様な財源の確保

この計画を着実に推進するため、市や社会福祉協議会の財源のみならず、国庫補助等の活用を図るとともに、コブシ福祉基金や共同募金等の呼び掛けを行うなど寄附文化の醸成に努め、地域福祉推進に対する財源の確保を図ります。